

「マスク着用」の見直しに係る区の対応方針について（期間：令和 5 年 3 月 13 日～5 月 7 日）

国及び都は 3 月 13 日以降、マスクの着脱については個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としたうえで、高齢者等重症化リスクの高い者を守るため、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面を周知するとの方針を決定した。

このことを受け、区では第 50 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、以下のとおり対応方針を決定した。

1 全般

- (1) マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重する。
- (2) 高齢者等重症化リスクの高い者を守るため、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面を周知する。
- (3) 換気、三密の回避、手洗い、手指消毒等の基本的な感染防止対策は引き続き励行する。
- (4) 三密な状態の中で活発な発言が行われるような場合はマスク着用を推奨する。
- (5) 感染が拡大している状況においては、一時的にマスクの着用の呼びかけを含め感染防止対策を強化する。

2 マスクの着用を推奨する場面（東京都「感染拡大防止の取組」）（期間：令和 5 年 3 月 13 日～5 月 7 日）

から）

屋内・屋外を問わず、マスクの着脱は個人の判断を尊重するが、高齢者等重症化リスクの高い者などの感染を防ぐため、以下の場面ではマスクの着用を推奨

- ・ 医療機関の受診時
 - ・ 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時及び医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
 - ・ 感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した（人との距離が確保できない）場所に行く時
 - ・ 通勤ラッシュ等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時
 - ・ 施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられた時
- 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用する。

3 学校等におけるマスク着用の取り扱い

(1) 教育活動実施にあたってのマスクの取り扱い（4 月 1 日以降）

学校教育活動の実施にあたって、マスクの着用を求めないことを基本とする。また、マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に対応する。

(2) 卒業式におけるマスクの取り扱い

教育的意義を踏まえ、児童・生徒及び教職員はマスクを外すことを基本とし、来賓、保護者等についてはマスクの着用をお願いする。（国歌・校歌斉唱、合唱・呼びかけ時は児童生徒等もマスクを着用）

4 児童館（室）・学童クラブにおけるマスクの取り扱い（4月1日以降）

学校等の取り扱いに準じ、マスクの着用を求めないことを基本とする。また、マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に対応する。

5 保育園におけるマスク着用の取り扱い

(1) 事業者における対応について

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されることから事業者の判断による。

(2) 子どものマスク着用の取り扱い

2歳未満児のマスク着用は奨めない。2歳以上児についても、マスクの着用は求めない。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子どもや保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じる。

(3) 卒園式におけるマスクの取扱いについて

令和5年3月13日より前に保育所等の卒園式を開催する場合は、必要に応じて学校等の取扱いに準じる。なお、3月13日以降に卒園式を開催される場合には、上記の考え方にに基づき開催する。

6 高齢者施設におけるマスクの取り扱い

(1) 区立高齢者福祉施設における対応について

入所施設及び通所サービスについては、利用者にはマスクの着用を求め、従事職員は原則マスクを着用するものとする。その他の施設については、利用者個人の判断を尊重し、一律にマスク着用を求めることはしないが、従事職員は原則マスクを着用するものとする。なお、施設訪問者に対してはマスク着用を求めるものとする。

(2) 高齢介護サービス事業所における対応について

各事業所において判断する。ただし、重症化リスクの高い高齢者への感染を防ぐため、利用者、職員、訪問者のうちマスク着用が可能な方については、マスク着用を推奨する。

7 障害者施設におけるマスクの取り扱い

(1) 区立障害者施設における対応について

利用者にはマスクの着用を求め、従事職員は原則マスクを着用するものとする。なお、施設訪問者に対してはマスク着用を求めるものとする。

(2) 障害者サービス事業所における対応について

各事業所において判断する。ただし、重症化リスクの高い障害者への感染を防ぐため、利用者、職員、訪問者のうちマスク着用が可能な方については、マスク着用を推奨する。

8 区施設等の利用にあたってのマスクの取り扱い（基本的方針）

- ・マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重する
- ・国や都が示したマスク着用の見直しの考え方を基本とする

- ・高齢者等重症化リスクの高い者を守るため、マスクの着用が効果的な場面や着用が勧められる方について周知を図る

9 区職員におけるマスク着用について

個人の主体的な選択を尊重し、着用は職員本人の判断に委ねることを基本とする。ただし、マスク着用が効果的な 以下のような 場面では、職員本人の意思に反してマスクの着脱を強いることのない範囲で、職員にマスクの着用を求める。

- ・ 窓口等での接客の場面
- ・ 職場内感染の予防に寄与する場面（重症化リスクの高い方と接するとき等）
- ・ 職場の事情により、マスク着用が効果的な場面

10 マスク着用に関する今後の取り扱い

- (1) 新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられる5月8日以降については、今後の感染状況やマスク着用に関する区民の意識、国・都の動向などを踏まえ、マスクの取り扱いについて検討する。
- (2) 国や都からの新たな通知等によりマスク着用の考え方が示された場合には見直しを行う。

11 東京都における「感染拡大防止の取組」に伴う区の考え方

区の方針

国や都の方針を踏まえ、以下のとおり定める。

- ・新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、ワクチン接種を含め、区民の「命」を守る施策を継続する。
- ・国が「マスクの着用」の考え方を見直し、令和5年3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねることを決定したことを踏まえ、都は3月13日から「感染拡大防止の取組」を変更することを決定した。その概要は、マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重し、高齢者等重症化リスクの高い者を守るため、感染防止対策としてマスクの着用の有効性や効果を踏まえつつ、マスクの着用が効果的な場面を、都民・事業者へ周知することとしている。これを踏まえ、本区においても基本的な感染予防対策を徹底し、オミクロン株による再拡大防止を図る。
- ・区民に必要な情報を適時適切に発信する。
感染状況次第では、措置等を変更する場合もある。

主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、清掃事務所、公園等については、引き続き業務を継続する。各施設については、国や都のガイドラインに沿って、感染防止対策を徹底して開館する。貸出施設等の開館時間は、夜9時から10時までの夜間延長を含め、引き続き通常どおりとする。酒類の持ち込み、飲食、会食については、3月13日以降においても、長時間におよぶ飲食等、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への協力依頼を行う。カラオケ設備の利用については、3月13日以降においても、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力依頼を行う。

区主催イベント・事業等の対応

実施の際は、人流抑制に配慮し、感染防止策を徹底する。

会議等の開催

区の行う会議等については、通常どおりとするが、開催する場合には、オンラインの活用を含め、感染防

止策の徹底を図る。

国や都の要請等によっては今後変更する可能性がある。